

## 「性暴力根絶に向けた指針」の策定について

## 1 指針の策定について

- ・ 性暴力の範囲、内容は必ずしも一義的には決まらないため、条例に規定する定義だけでは、どのような行為が当てはまるのかの判断が容易ではない。このため、性暴力となる行為の事例を示すとともに、被害の影響や県民・事業者がとるべき行動などを指針として策定するもの。
- ・ この指針は、最終結論となるものではなく、社会情勢の変化等によって変更されていくべきものであることから、今後も必要に応じて、対策会議での議論を経て見直しを行っていくものとする。
- ・ 指針には、指針策定にあたっての基となる考え方を明らかにし、今後、社会状況の変化に対応して指針を見直す上での参考とするものとして、参考資料を添付する。
- ・ 条例第 16 条第 2 項（※）に基づき、本対策会議において、策定・公表を行う。
- ・ 指針の策定・公表の後、別途広報用資料を制作のうえ広く周知する。

## 2 策定スケジュール

第 1 回対策会議開催前 …各委員への意見照会

第 1 回対策会議 …指針の策定（予定）

※福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（性被害事案に関する協議・検討）

第 16 条 加害者側への対応を含め性暴力又はその被害者に関する相談への対応その他被害者の支援のあり方及び講ずるべき施策並びに性暴力の根絶に向けた取組等について検討するため、県は、関係機関及び有識者との協議・検討の場を設けるものとする。

2 前項の協議・検討の場では、性暴力の被害者の意思を尊重し、かつ、被害者の個人情報を実に保護することを基本として、前項に定める被害者支援の施策等を検討するとともに、性暴力に関する県民の理解を促進するため、性暴力となる行為に関する考え方、指針等を検討し、その成果を公表するものとする。